

伊達市「来て だて」授業料支援事業奨励金について

1 目的

伊達市内保育園、幼稚園及び認定こども園等に就職予定の福島県外保育士養成学校に在籍する学生（福島県内に住所を有する者を除く。）に対し、卒業年度分の授業料を奨励金として交付することで、就職を契機とした市内への移住促進を図るもの。

2 対象者

福島県外の保育士養成学校または大学等の幼稚園教諭養成課程に在籍（通信制を除く。）している、下記要件全てを満たす学生。（申請日時点で福島県内に住民票を有する方は除く。）

また、国県等団体から補助等（保育士修学資金貸付等）を受けている場合は、当該対象者から除く。

- (1) 養成施設を卒業する年度（以下「申請年度」という。）の末日までに市内に住民票を異動し、転入した日から3年間以上定住する意思があること。
- (2) 転入する直前の県外市区町村に1年間以上住民票を有していたこと。
- (3) 教育・保育施設等に申請年度の翌年度4月末までに採用され、原則として3年間以上継続し正規職員として勤務する意思があること。
- (4) 市の移住・定住事業へ協力できること。

3 内容

卒業年度分の学費のうち授業料相当分（授業料以外の諸経費等は除く）を奨励金として交付する。

申請者は、教育・保育施設等内定後に申請書を提出し、当該年度の3月末日までに市内に住民票を異動すること。

市内異動後に奨励金を交付し、毎年度住民票謄本及雇用証明書の提出を求める。

4 奨励金の額及び対象経費

下記対象経費の2/3に相当する額とし、70万円を上限とする。

対象経費：幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得する際における養成施設の学費のうち授業料相当額（施設維持費、実習費等その他の学費は含まないものとする。教科書代及び教材費等も同様。）。

5 申請の流れ

- (1) 申込者が原則として、特定教育・保育施設等の内定を受けた日の翌月末までに、市へ下記書類を添えて「奨励金交付申請書（様式第1号）」を提出する。

3月末日まで本市へ住民票を異動することを交付条件とする。

※申請日時時点で県外住所にて、県外に1年以上の住民登録していることが必要。

- ・誓約書（様式第2号）
- ・住民票謄本
- ・養成施設発行の在籍証明書
- ・内定通知書の写し等当該教育・保育施設等の採用内定日がわかる書類
- ・対象経費がわかる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 市にて交付決定を通知する。

(3) 申込者が市に転入後に下記書類を添えて、実績報告書兼交付請求書（様式第4号）を市へ提出する。

- ・保育士登録証の写し又は幼稚園教諭免許状の写し
- ・雇用契約書等の写し
- ・転入後の住民票謄本
- ・その他市長が必要と認める書類～授業料の領収書写し

6 奨励金の返還を求める場合

- ・伊達市転入後、3年未満で転出した場合
- ・養成施設卒業後、4月末までに市内教育・保育施設に正規職員として雇用開始できなかった場合
- ・教育・保育施設を3年未満で離職した場合